

(様式1-3)

いわき市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和5年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	除去土壌等の仮置場及び周辺環境の放射線量常時監視事業	事業番号	(3)-23-2
交付団体	いわき市		事業実施主体(直接/間接)	いわき市(直接)	
総交付対象事業費	(229,748(千円)) 231,200(千円)		全体事業費	(229,748(千円)) 231,200(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染を進めるにあたって、市としては仮置場の設置のため周辺住民とのリスクコミュニケーションを行い、モニタリングポスト等の放射線量の常時測定装置(以下、「常時測定装置」という。)の設置を強く要望されたことから、常時測定装置を整備・運用し、除染の早期完了による地域の再生の加速化・帰還環境の整備を図ってきた。

除染作業は平成29年11月末に完了したものの、依然として除染作業に伴い発生した除去土壌等は、中間貯蔵施設への搬出まで市内各地の仮置場に保管されている。一方で「除染対策事業交付金」においては、仮置場での常時測定装置の運用を交付対象外とされていることから、「福島再生加速化交付金」を活用し仮置場に常時測定装置を継続して運用することで、除染の完了から除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出に至る地域の環境回復・帰還環境整備を着実に実施することを目標とする。

事業概要

いわき市で整備する仮置場のうち、次に掲げる箇所に放射線量の常時測定装置を設置し、放射線量の常時測定を行い、測定結果を専用のアプリケーションシステムで監視するとともに、常時公開する。

- ・設置箇所 令和5年3月末に市内の常時監視装置の運用を終了
- ・設置機器 常時測定装置(原子力規制庁で学校等に設置しているものと同等級)
- ・設置台数 残8台(仮置場の原状回復に合わせて、撤去処分)

当面の事業概要

<平成26年度 11月より実施済>

- ・常時測定装置の賃貸借事業の開始
- ・測定開始(常時測定システムの導入)

<平成28年1月>

- ・測定の継続

<平成28年2月>

- ・2台の追加

<平成31年4月～>

- ・仮置場の返地に係る設置台数の整理

<令和5年3月>

- ・常時測定装置の運用終了

<令和5年4月～>

設置されていたすべての常時測定装置を撤去・処分し、本事業を終了する。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

仮置場の常時監視事業は、仮置場設置にあたって地区から要望を受けて実施してきたものであり、仮置場が廃止されるまでは、常時監視を継続し地域の帰還環境整備を図る必要がある。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

いわき市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	空間線量等モニタリング事業	事業番号	(3)-23-5
交付団体	いわき市		事業実施主体 (直接/間接)	いわき市 (直接)	
総交付対象事業費	(178,563 (千円)) 204,193 (千円)		全体事業費	(178,563 (千円)) 204,193 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
放射線量や放射能のモニタリングを行うための体制を構築し、行政のみならず NPO 法人や市民団体・ボランティア団体等の各種団体や高等教育機関、有識者、事業者などと連携して各種モニタリングをきめ細やかにを行い、市民の身近な生活環境における放射線量・放射能の正確な情報を把握・共有し、市民、自主的避難者、事業者の不安感の解消や風評の払拭を図り、復興の加速を促すことを目標とする。					
事業概要					
市民の不安解消に向け、市内 2,000 カ所以上の地点における放射線量の測定結果を公表する「いわき市放射線量マップ (いわき i マップ内)」のデータ更新、市民からモニタリングの要請があった場合の個別対応、市民自身が測定できる放射線量計の貸し出し、さらには土壌等の放射能測定を実施するための資機材の整備及び測定人員・体制を構築する。					
当面の事業概要					
これまでの本市における放射線・放射能対策に係る事業を継続して実施するもの。 <平成 23 年度>～ ・測定体制の構築、測定の実施等 (福島再生加速化交付金以外の制度等活用) <平成 27 年> ・継続実施 <平成 28 年 4 月>～ ・市内全域のモニタリング業務を追加の上、事業を継続 (福島再生加速化交付金活用)  本事業で実施する放射線量・放射能のモニタリングについては、事故の収束状況、除染・除去土壌等の搬出の進捗状況、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定状況等を考慮して終期を決定する。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
原子力災害からの復興において、放射線量や放射能のモニタリングを継続し、正確な情報を発信することが必要であるとともに、市民の安全・安心感の確保はもとより市内外への情報発信等の必要な施策を展開することで、地域の復興を促進させるものである。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

いわき市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	放射線内部被ばく検査事業	事業番号	(3)-23-7
交付団体	いわき市	事業実施主体 (直接/間接)	いわき市 (直接)		
総交付対象事業費	(74,709 (千円)) 79,468 (千円)	全体事業費	(74,709 (千円)) 79,468 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
原発事故により放出された放射性物質の半減期が約 30 年と長い歳月を要し、一部食品の出荷規制が継続中であること、また、原発事故の収束が不透明な状況にあることを踏まえ、市民の放射線に対する健康影響を長期的に見守る体制を継続して実施することで、本市復興の加速化を図ることを目標とする。					
事業概要					
市民の放射性物質による内部被ばくの実態を把握するとともに、自己の健康管理に役立てていただくため、市が独自に購入したホールボディカウンター 2 台を活用し、検査を実施する。 ⇒ いわき市復興事業計画 (第 4 次) 取組の柱 1 (No.32) に位置付けられている。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<令和 5 年度> 検査対象：平成 23 年 3 月 12 日時点で本市に住居登録のあった方、または、現在、本市に住居登録のある方で、検査日時点において概ね 2 歳以上の方。 検査場所：いわき市総合保健福祉センター 事業費：4,759 千円 (検査実施に必要な会計年度任用職員及び機器点検更新費用等)					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
本事業により、自己の内部被ばくの実態が把握でき、またその結果を広く市民に公表することで、放射線への健康影響を不安に思う方々の健康不安の解消や放射線への理解促進が図られることから、原子力災害に被災した本市における地域の再生加速化に資するものである。					
関連する事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

いわき市 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	9	事業名	水道水の水質検査事業	事業番号	(3)-23-8
交付団体	いわき市		事業実施主体 (直接/間接)	いわき市 (直接)	
総交付対象事業費	(140,190 千円) 155,639 千円		全体事業費	(140,190 千円) 155,639 千円	

帰還・移住等環境整備に関する目標

水道法に基づく水質検査を実施し、安心安全な水道水を確保する水質検査体制を図る。  
市内 11 浄水場の水道水の放射線モニタリングを実施し、結果について速やかにホームページに掲載するとともに報道機関にも情報を提供し、広く市民に周知することにより市民の不安解消を図る。

事業概要

① 定期水質検査

水道法に基づく水質検査計画を策定し、当該計画及び検査結果を公表することにより水道水の安全性を広報していく。また、検査結果の妥当性評価を行い、結果の信頼性の確保に努める。

② 放射性物質検査

市内 11 浄水場の水道水を週 3 回 (うち、法田第一ポンプ場・旅人浄水場・上遠野浄水場の 3 浄水場については週 1 回) 水質管理センターでゲルマニウム半導体検出器 (2 台) を用い検査を行い、福島県へ検査結果を報告するとともに市広報及びホームページにおいて検査結果を公表し、市民の水道水に対する不安解消に努める。

当面の事業概要

<令和 5 年度>

- ・ 放射性物質検査 . . . 市内 11 浄水場の検査を実施する。
- ・ 定期水質検査 . . . 市内 4 基幹浄水場 (原水、配水、給水、混合給水)、他の 7 浄水場 (原水、給水)、福島県水道水質管理計画 (ダム)、地域管理給水施設 (給水、原水) の検査を実施する。
- ・ 妥当性評価の実施 . . . 代表水系の原水及び給水を用いて、検査方法及び測定結果が適正なものであるかの確認・評価を行う。

<令和 6 年度以降>

本市を取り巻く状況に大きな変化はないことから、水道水の安全性についての検査を継続実施予定。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

上記の取り組みにより、継続して水道水の安全性を確認し市民に最新の情報を提供することにより不安払しょくを図り、避難している市民が早期に帰還できる環境を整備する。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	